

公募公告

次のとおり公告します。

2025年9月8日
株式会社国際協力銀行
財務・システム部門
管理部長 櫛引 智雄

1. 公募に付する事項

(1) 件名

コーポレートファイナンス/ソブリンファイナンス等出融資保証案件（電力・新エネルギー関連）における法的事項検討に係る業務委嘱

(2) 本公募の趣旨

本公募は、以下の応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認するために、対象業務の委託を受ける意思のある者を募集するために実施するものである。

(3) 作業内容等

公募説明書及び公募仕様書による。

(4) 履行期間

2025年10月下旬から1年間

2. 応募資格

(1) 次の項目に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
- ② 公募に参加しようとする者が、株式会社国際協力銀行（以下「当行」という。）の契約に関して次の各号のいずれかに該当すると認められたときから当行が定めた3年以内の期間を経過しない者。
 - イ. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - ロ. 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - ハ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - ニ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - ホ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
 - ヘ. 前記イ. からホ. までの規定により競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- ③ ②に該当する者を公募代理人として使用する者。
- ④ 参加意思確認書及びその添付書類に虚偽の記載をした者。

(2) 参加意思確認書及び審査書類等の提出期限の日から応募資格を付与するまでの期間に、当行から契約資格喪失措置を受けた者でないこと。

(3) その他、当行が不相当と認めた者でないこと。

(4) 公募説明書の交付を受けた者であること。

(5) 契約の性質及び目的から、次に定める資格を満たす者に応募資格を付与する。

資 格	
①	以下の要件を満たす者であること。
イ.	東京都内に事務所を有する (イ) (a) 法律事務所若しくは (b) 弁護士法人 ((a) 及び (b) のいずれも外国法共同事業であるもの又は外国法事務弁護士事務所と実質的に一体になって運営されているものに限る。) 又は (ロ) 外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業であるかは問わない。) (以下、(イ) 及び (ロ) 合わせて「法律事務所等」という。) であること。
ロ.	ロンドン及びニューヨークに自らの事務所を有していること。
ハ.	コーポレートファイナンス/ソブリンファイナンス案件等 (以下「CF/SF 案件等」という。) での弁護士実務経験が 15 年以上で、輸出信用機関 (当行を含む。)、政策金融機関又は国際開発金融機関が出融資保証を行った CF/SF 案件等 (日本国内向けを除く。) に対するアドバイス経験を有する外国法事務弁護士 (英国 (イングランド及びウェールズ) 法又は米国ニューヨーク州法の法曹資格保有者に限る。) が、委嘱業務の監督を行うことができること。
ニ.	以下の (イ) 又は (ロ) のいずれかを満たす法律事務所等であること。 (イ) 過去 3 年間 (2022 年 6 月 1 日～2025 年 5 月 31 日) の Chambers & Partners の Global Guide : Multi-Jurisdictional Legal Rankings の (a) Banking & Finance 又は (b) Projects & Energy (いずれかの分野) で Band4 以上にランク付けされたことがあること。 (ロ) 過去 3 年間 (2022 年 6 月 1 日～2025 年 5 月 31 日) の Legal 500 の (a) United States の Practice areas におけるランキングの Finance の“Project Finance : Energy and Power”又は (b) United Kingdom (Solicitors) の London の Practice areas におけるランキングの“PROJECTS, ENERGY AND NATURAL RESOURCES” (いずれかの分野) で Tier 5 以上にランク付けされたことがあること。
ホ.	過去 3 年間に以下の全ての CF/SF 案件等に携わった経験を有する法律事務所等であること。記載対象は、過去 3 年以内 (2022 年 6 月 1 日～2025 年 5 月 31 日) にファイナンシャルクローズ又は入札支援を検討した案件に限る。 (イ) 電力・新エネルギー案件 (日本国内向けを除く。) : 11 件以上 (ロ) 上記 (イ) のうち、風力、地熱、太陽光発電、その他脱炭素に資する案件 : 9 件以上 (ハ) 上記 (イ) のうち、輸出信用機関 (当行を含む。)、政策金融機関又は国際開発金融機関が出融資保証を行った又は入札支援を検討した案件 : 2 件以上
②	業務従事者が以下の要件を満たすこと。
イ.	履行期間に亘り、当行の業務時間又は当行の指定若しくは同意する場所における一般的な業務時間に当行執務室又は当行の指定若しくは同意する場所において業務が可能であること。
ロ.	所属する法律事務所等の運営・経営又はこれと同等の管理・監督権限及び責任を有する弁護士の場合は、履行期間に亘り当該管理・監督権限及び責任を有する業務から離れ委嘱業務に専念できる者であること。
ハ.	2025 年 5 月 31 日時点で弁護士実務経験 10 年以上であること (英国 (イングランド及びウェールズ) 法、豪州法、カナダ法又はシンガポール法の法曹資格者の場合は、法律事務所等にトレーニーとして雇用され業務に従事していた期間を算入して良い)。

ニ.	法曹資格として以下のいずれかを有していること。 (イ) 英国（イングランド及びウェールズ）法 (ロ) 米国ニューヨーク州法 (ハ) 豪州法
ホ.	所属する法律事務所等が受注した、総融資額が1億米ドル以上の新規の海外のCF/SF案件等において、主要な構成員として6カ月以上業務従事した経験があること。
ヘ.	以下の全てのCF/SF案件等に携わった経験を有する業務従事者であること。 (イ) 電力・新エネルギー案件（ただし、日本国内向け案件については、スポンサーが外資、又は融資契約若しくは担保契約の準拠法が外国法である場合に限る。）：3件以上 (ロ) 上記（イ）のうち、風力、地熱、太陽光発電、その他脱炭素に資する案件：3件以上 (ハ) 上記（イ）のうち、輸出信用機関（当行を含む。）、政策金融機関又は国際開発金融機関が出融資保証を行った又は入札支援を検討した案件：2件以上
③	顧客情報管理体制が確立されていること。
④	契約書（案）に同意できること。

3. 資格審査

- (1) 「参加意思確認書」により参加意思を表明する。
- (2) 当行が審査のうえ合格した者を「応募資格者」とする。

4. 参加意思確認書の提出場所等

(1) 公募説明書を交付する交付期間及び場所

- ① 交付期間：2025年9月8日から2025年9月25日15時00分まで
- ② 交付場所：

公募説明書は以下のサイトに掲載する。

「関連資料ダウンロード」欄にアクセスの上、交付を受ける者の情報（会社名、担当者名、連絡先等）を入力した上でダウンロードし受領すること。

株式会社国際協力銀行ホームページ→「調達情報」→「入札情報／公募」

※なお、調達担当部署は以下のとおり。

〒100-8144

東京都千代田区大手町一丁目4番1号

株式会社国際協力銀行財務・システム部門 管理部第1課

電話 03-5218-9212

メールアドレス：chotatsu01@jbic.go.jp

(2) 参加意思確認書の提出期限及び提出方法

提出期限	提出方法	審査結果通知期限
2025年9月25日 15時00分 (必着)	電子メールによる。	2025年10月3日 (メール送信)

(3) 提出及び問い合わせ受付時間

土曜日、日曜日及び祝日を除く平日 9 時 00 分から 17 時 00 分（12 時 00 分から 13 時 00 分を除く）

5. その他

(1) 参加意思確認手続の無効

公募説明書による。

(2) 審査後の手続

当行が審査の結果、応募資格を満たすと認められる参加希望者がいない場合には、特定法人等との随意契約による契約手続を予定している。

なお、応募資格を満たすと認められる参加希望者がいる場合においては、企画競争による契約手続を行うことを予定している。

(3) その他

詳細は公募説明書によるものとする。

以 上